

別表（第4条関係）

補助基準額		補助対象経費
介護福祉士養成施設	220,000円	新型コロナウイルス感染予防に必要なマスク、消毒液、フェイスシールド等の衛生用品の購入に要する経費として、次に掲げる経費 需用費、役務費
社会福祉士一般養成施設	100,000円	
社会福祉士学校	100,000円	